

化管法及び環境保全条例に基づく届出の概要

	化管法（PRTR 制度）	環境保全条例 ^{※1}
届出事項	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の排出量及び移動量	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の取扱量
届出要件	以下の 3 つの要件に該当する事業者（ただし条例の届出は(3)イを除く） (1) 対象業種（24 業種） (2) 事業者全体の従業員数が 21 人以上 (3) ア又はイのいずれか ア 対象化学物質（515 物質） ^{※2} の年間取扱量が 1 トン以上 ^{※3} イ 特別要件施設 ^{※4} を有する	
届出期間	毎年度 4 月 1 日から 6 月 30 日まで ^{※5}	
届出書様式	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（様式第 1 ^{※6} ）	特定化学物質取扱量届出書（第 12 号様式 ^{※7} ）
	名古屋市公式ウェブサイト内の下記 URL からダウンロードできます。 https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-4-2-10-0-0-0-0-0-0.html	
その他の届出		上記届出が必要な工場等のうち、1 つの工場等の従業員数が 21 人以上の場合、要件に該当した日から 6 か月以内に、化学物質の管理方法などを記載した <u>特定化学物質等適正管理書</u> の届出（第 14 号様式）が必要です。
届出先 問合せ先	工場等ごとに作成し、電子届出、郵送又は持参してください。 名古屋市環境局地域環境対策課（市役所東庁舎 5 階） 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話番号：052-972-2677 ファックス番号：052-972-4155 電子メールアドレス：a2677@kankyokyouku.city.nagoya. ^{エルジー} lg.jp	

※1 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」のこと。

※2 令和 3 年 10 月の化管法施行令の一部改正により、第一種指定化学物質が 515 物質に見直されました。

※3 特定第一種指定化学物質（ベンゼン等 23 物質）については 0.5 トン以上。

※4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設など。

※5 令和 4～6 年度は、化管法の電子届出のみ届出期間を 7 月末日まで延長しています。

※6 書面による届出の場合。他に電子届出、磁気ディスクによる届出があります。

※7 電子届出をご利用の際は、エクセルファイルを使用してください。